

真生会デンタルクリニック
指定(介護予防)居宅療養管理指導等 運営規程

真生会デンタルクリニック指定(介護予防)居宅療養管理指導等 運営規程

真生会デンタルクリニック(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)居宅療養管理指導等(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、当事業所の歯科医師、歯科衛生士等が、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復がなされるよう療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚令第 37 号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚労令第 35 号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 真生会デンタルクリニック
- (2) 所在地 富山県射水市下若89番地10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者:常勤1名

管理者は、事業所における職員の管理、指定居宅療養管理指導等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される居宅療養管理指導等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 歯科医師:常勤1名以上

- ① 計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいて、介護支援専門員に対する居宅サ

真生会デンタルクリニック運営規程

ービス計画の作成等に必要な情報提供を行う。

- ② 利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導・助言を行う。
- ③ 利用者、家族に対する指導・助言については、文書等の交付により行うよう努める。
- ④ 文書等により指導・助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導・助言を行った場合は、その要点を記録する。

(3) 歯科衛生士:常勤1名以上

- ① 歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成し、利用者、家族等に療養上必要な実施指導を行う。
- ② 作成した計画を利用者、家族等に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族等に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、歯科医師に報告する。
- ③ 概ね3か月を目途として、当該計画の見直しを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。

(2) 営業日時間、

月・水・金曜日は9時から11時30分／16時から19時

火・木曜日は 9時から11時30分／13時30分から16時までとし、

土曜日は 9時から11時30分までとする。

(ただし、法の定める休日、及び年末年始を除く)

(利用料その他費用)

第6条 居宅療養管理指導等を提供した場合は、利用者から利用料として、各保険法に基づき負担分を徴収する。

なお、交通費は、別途実費を徴収することとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、事業所の所在地と利用者の所在地との距離が16キロメートル未満とする。

2 前項の範囲を越え、事業実施が困難であると認められる場合には、他の事業所の紹介
その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第8条 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、
その他各種サービスの利用状況の把握、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者

の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業の提供の開始に際し、あらかじめ事業内容及び費用等について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 3 居宅療養管理指導等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 4 居宅療養管理指導等の提供を行う職員は、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 事業者は、居宅療養管理指導等を提供した際には、その提供内容等を記録するとともに、利用者及びその家族等からの申出があった場合には、これを提供するものとする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第11条 事業所は、提供した居宅療養管理指導等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等の記録を行う。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

（秘密保持）

第12条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、サービス提供終了後も継続する。

- 2 前項に定める内容は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておく。

(従業者の研修)

第13条 事業所は、職員の資質向上のために、研修機会を設けるものとする。

(記録の整備)

第14条 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (2) 利用者に関する市町村等への報告等の記録
- (3) 苦情の内容等に関する記録
- (4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
 - (4) その他の虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (5) 前(1)～(4)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

真生会デンタルクリニック運営規程

(その他)

第17条 事業所は、この規程に定める内容以外について、介護保険法及び関係法令に基づき、実施するものとする。

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は
医療法人真生会 真生会富山病院と真生会デンタルクリニックの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は平成29年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月15日から一部変更する。

この規程は、令和6年5月31日から一部変更する。